

平成 20 年 9 月
林野庁

全国森林計画（素案）新旧対照表

4-3

全国森林計画

次期計画(案)

現行計画

まえがき

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、國民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっている。また、國民の要請は高度化・多様化してきている。

まえがき

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、國民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっている。また、國民の要請は高度化・多様化してきている。

このような國民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

一方、我が國の森林資源の状況を見ると、人工林の造成は1千万haを超えるが、その多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつあり、引き続き適切な施業を実施することにより資源として本格的に利用が可能となる段階を迎える。また、一方で、森林に対する国民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進するための分岐点となる時期を迎える。これら人工林については、森林の健全性が確保されるようにしていく必要があるばかりでなく、天然林についても、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなってはいない。また、我が國の森林は、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に梅雨期、台風期における集中豪雨等に見舞われやすい気象条件下にあること等から、山地災害等の未然防止を図る必要がある。さらに、野生鳥獣による森林被害の防止のための総合的な対策を推進することが重要となっている。

このように、我が國の森林は、戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実し

つつあり、世界的に木材需要の増大や森林の減少・劣化が進行する中で、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図つて重要な時期を迎えている。

上記のような課題に応えていくためには、公益的機能の發揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、從来から進められてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた採伐や間伐といった抜き伐りの適切な実施等を行なながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図る必要がある。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸として、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、すべての森林は多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全に寄与するよう十分配慮する必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量を確保するため、健全な森林の整備・保全等の適切な管理・保全等を政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民等各主体の協力の下、一層の推進を図る必要がある。

さらに、森林の確保に向け、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理・保全等について、政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民等各主体の協力の下、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて一層の推進を図る必要がある。

さもなくば、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林セラピーなどによる健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。こうした森林整備の展開に当たっては、施設の効率化・低コスト化を推進するための施設技術の普及及び定着、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者が一体となって積極的に取り組むことが必要である。

上記のような課題に応えていくためには、公益的機能の發揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、從来から進められてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた採伐や間伐といった抜き伐りの適切な実施等を行なながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図る必要がある。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸として、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、すべての森林は多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全に寄与するよう十分配慮する必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量を確保するため、健全な森林の整備・保全等の適切な管理・保全等を政府、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係者、国民等各主体の協力の下、一層の推進を図る必要がある。

また、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林セラピーなどによる健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間に利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。さらに、これらの森林整備の展開に当たっては、施設の効率化・低コスト化を推進するための施設技術の普及及び定着、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者が一体となつて積極的に取り組むことが必要である。

業システムの普及及び定着、流通の効率化、製材・加工の大規模化等生産、流通及び加工段階における条件整備を関係者が一体となって積極的に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的な考え方方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり全国の区域を分けて44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めたこととした。この計画の計画期間は平成21年4月1日から平成36年3月31日まである。

なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、この計画に即して、森林、林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が發揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する

この計画においては、上記のような基本的な考え方方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり全国の区域を分けて44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めたこととした。この計画の計画期間は平成16年4月1日から平成31年3月31日まである。

なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、この計画に即して、森林、林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行いう観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する

整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視することを期待されている機能に応じて、水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人の共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針葉混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫、野生鳥獣被害の防止対策の推進、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。なお、森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、第1表のとおり定める。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び保全を図ることとともに、施業の集約化に努めることとする。

第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

2 森林整備及び保全の目標

森林整備及び保全の推進に当たっては、1に定める森林の整備及び保全の基本的な考え方を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高精度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、特に、以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表のとおり定める。

する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人の共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針葉混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫、野生鳥獣被害の防止対策の推進、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。なお、森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、第1表のとおり定める。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

2 森林整備及び保全の目標

森林整備及び保全の推進に当たっては、1に定める森林の整備及び保全の基本的な考え方を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高精度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、特に、以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表のとおり定める。

(1) 全般に寒冷な気候下にあり、育成単層林施業の適地が限られる北海道の各広域流域

域については、天然力を活用した施業を主体として森林の整備を推進することとする。特に、大径材生産を目標とする育成複層林施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努めることとする。また、育成單層林については、間伐等の実施や確実な森林の育成に努めることとする。

(該当流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川)

(2) 積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成單層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとする。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成單層林施業等を推進することとする。
さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

(該当流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川)

(3) 全般に積雪量が多く、地質的にもせい弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域については、山地災害防止機能の維持増進に配慮し、間伐等の適切な実施や、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持することとする。
また、第三紀層の地質や糸魚川～静岡構造線沿いの破碎帶の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊稜山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。
(該当流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川)

域については、天然力を活用した施業を主体として森林の整備を推進することとする。特に、大径材生産を目標とする育成複層林施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努めることとする。

また、地質のせい弱な火山性地形の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川)

(2) 積雪量は比較的少なもの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成單層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとする。また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成單層林施業等を推進することとする。
さらに、第三紀層の地質の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

(該当流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川)

(3) 全般に積雪量が多く、地質的にもせい弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域については、山地災害防止機能の維持増進に配慮し、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持することとする。
また、第三紀層の地質や糸魚川～静岡構造線沿いの破碎帶の分布、豪雪地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の北部先端地域においては、未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、脊稜山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。
(該当流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川)

(4) 気候が温暖で、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域については、水源かん養機能及び山地災害防止機能の維持増進を図るため、間伐等の適切な実施や、立地条件に応じて育成複層林施業又は長伐期施業への転換を計画的に推進することとする。また、都市近郊等においては、生活環境保全機能の維持増進に配意しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹森林空間の整備、花粉発生源対策、広葉樹林化・針広混交林化を推進することとする。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破碎帶の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。
(該当広域流域：那珂川、利根川、富士川、天竜川、木曽川)

(5) 全般に地形が急峻であるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の集約的な育成単層林施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿及び四国東部の各広域流域においては、間伐等の適切な実施、保護樹帯の適切な配置等地力の維持及び山地災害防止機能の維持増進に配意し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期施業等への転換を推進することとする。

また、中央構造線沿いの破碎帶の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。
(該当広域流域：富川、熊野川、紀ノ川、吉野川・仁淀川)

(6) 降水量が少なく、深層風化した花崗岩等のぜい弱な地質からなる山地が多い西日本の各広域流域については、スギ・ヒノキ等の育成単層林の除伐・間伐を山地災害防止機能の維持増進に配意して計画的に実施するとともに、花粉発生源対策、広葉樹林化・針広混交林化に努める。また、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林施業又は長伐期施業への転換を推進し、水源のかん養等の公益的機能の維持増進を図ることとする。

特に、降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体として森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進するとともに、山火事の防止に努めることとする。

(4) 気候が温暖で、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域については、水源かん養機能及び山地災害防止機能の維持増進を図るために、立地条件に応じて育成複層林施業又は長伐期施業への転換を計画的に推進することとする。また、都市近郊等においては、生活環境保全機能の維持増進に配意しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林化・針広混交林化を推進することとする。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破碎帶の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。
(該当広域流域：那珂川、利根川、富士川、天竜川、木曽川)

(5) 全般に地形が急峻であるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の集約的な育成単層林施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿及び四国東部の各広域流域においては、保護樹帯の適切な配置等地力の維持及び山地災害防止機能の維持増進に配意し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期施業等への転換を推進することとする。

また、中央構造線沿いの破碎帶の分布や多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。
(該当広域流域：富川、熊野川、紀ノ川、吉野川)

(6) 降水量が少なく、深層風化した花崗岩等のぜい弱な地質からなる山地が多い西日本の各広域流域については、スギ・ヒノキ等の育成単層林の除伐・間伐を山地災害防止機能の維持増進に配意して計画的に実施し、健全な森林の育成に努める。また、特に下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林施業又は長伐期施業への転換を推進し、水源のかん養等の公益的機能の維持増進を図ることとする。

特に、降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体として森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進するとともに、山火事の防止に努めることとする。

また、中国山地の花崗岩地帯や中央構造線沿いの破碎帶の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、芦田・佐波川、高津川、重信・肱川)

(7) 暖暖で降雨量が多く、スギ・ヒノキを中心とした育成単層林施業が積極的に行われている南四国及び九州の各広域流域については、本格的な利用が可能となる森林が急増することから、山地災害防止機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に彈力的に対応できるよう長伐期施業等への転換を計画的に推進することとし、特に、人口ちゅう密な都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林施業計画的に推進することとし、特に、人口ちゅう密な都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林施業への転換を推進することとする。

また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等の育成単層林施業を積極的に推進することとする。

さらには、地質のせい弱な火山性地形の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川)

(8) 沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。

また、地質のせい弱な国頭層、島尻層の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：沖縄)

に、山火事の防止に努めることとする。

また、中国山地の花崗岩地帯や中央構造線沿いの破碎帶の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、

芦田・佐波川、高津川、重信・肱川)

(7) 暖暖で降雨量が多く、スギ・ヒノキを中心とした育成単層林施業が積極的に行われている南四国及び九州の各広域流域については、収穫段階に達する森林が急増することから、山地災害防止機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう長伐期施業等への転換を計画的に推進することとし、特に、人口ちゅう密な都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林施業への転換を推進することとする。

また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等の育成単層林施業を積極的に推進することとする。

さらに、地質のせい弱な火山性地形の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：物部・四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川)

(8) 沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。

また、地質のせい弱な国頭層、島尻層の分布や台風の常襲地帯など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

(該当流域：沖縄)

第2表 森林整備及び保全の目標

II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

1 施業に関する基本的事項

(1) 施業方法

森林施業を実施するに当たっては、I に定める森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。なお、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意することとする。

ア 育成单層林施業にあっては、気候、地形、土壤等自然的条件、林业技术体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとする。

(ロ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壤等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。なお、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

1 施業に関する基本的事項

(1) 施業方法

森林施業を実施するに当たっては、I に定める森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。なお、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意することとする。

ア 育成单層林施業にあっては、気候、地形、土壤等自然的条件、林业技术体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとする。

(ロ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壤等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。なお、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

(エ) 保育及び間伐については、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

a 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこと。

また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

b 除伐は、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

c 間伐は、林冠がうつ閉して林木相互の競争がはじ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこと。なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。

イ 育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帶状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 抜伐による場合は、森林生产力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

b 漸伐又皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所

また、芽かき又は植込みを行うこととする。

(エ) 保育及び間伐については、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

a 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこと。
また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

b 除伐は、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

c 間伐は、林冠がうつ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこと。なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。

イ 育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帶状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 抜伐による場合は、森林生产力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

b 漸伐又皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所

の分散等に配慮すること。
c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(イ) 更新を確保し、造林させたため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業、除伐、間伐等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うこととする。
a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
d 除伐及び間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うこと。

(ウ) 更新を確保し、造林させたため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、アのうち植栽に係る更新、保育及び間伐についての留意事項に準じて施業を行うこととする。

(エ) 天然生林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐については、イの留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

工 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同

の分散等に配慮すること。

c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(イ) 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業、除伐、間伐等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うこととする。

a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

d 除伐及び間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うこと。

(ウ) 更新を確保し、成林させたため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、アのうち植栽に係る更新、保育及び間伐についての留意事項に準じて施業を行うこととする。

(エ) 天然生林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐については、イの留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

工 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同

じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 森林の保護・管理

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針葉混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

ア 病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

イ 野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

ウ 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(3) その他

市町村森林整備計画において定める標準伐期齢については、樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 森林の保護・管理

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針葉混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

ア 病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

イ 野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

ウ 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(3) その他

市町村森林整備計画において定める標準伐期齢については、樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

(1) 水土保全林 水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(1)によるものとする。	(1) 水土保全林 水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(1)によるものとする。 (2) 森林と人との共生林 生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(2)によるものとする。	(1) 水土保全林 水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(1)によるものとする。 (2) 森林と人との共生林 生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(2)によるものとする。 (3) 資源の循環利用林 木材等生産機能の維持増進を特に図るため、森林施業の集約化及び圃地化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。 具体的には、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種及び径級にに対応できるよう、適切な造林、保育及び間伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する单層状態の森林や、帯状又は群状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。
3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画 1に定める施業に関する基本的事項を踏まえ、Ⅰの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るために、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を第3表のとおり計画する。	3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画 1に定める施業に関する基本的事項を踏まえ、Ⅰの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るために、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を第3表のとおり計画する。	3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画 1に定める施業に関する基本的事項を踏まえ、Ⅰの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るために、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を第3表のとおり計画する。
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	1 公益的機能別施業森林の設定の考え方 森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るた	1 公益的機能別施業森林の設定の考え方 森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るた
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	1 公益的機能別施業森林の設定の考え方 森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るた	1 公益的機能別施業森林の設定の考え方 森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るた

めの森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとし、I の 1 に定める森林の区分のうち、「水土保全林」及び「森林と人の共生林」に区分することとする。

なお、公益的機能別施業森林以外の森林については、I の 1 に定める森林の区分のうち、「資源の循環利用林」に区分されることとなる。

2 公益的機能別森林施業に関する事項

(1) 水土保全林

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴つて発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1 箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齡の長期化を図ることとする。

特に、森林の齡級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壤の保全等特に図る観点から、伐採林齡を標準伐期齡の 2 倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業の推進を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

(2) 森林と人の共生林

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るために、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

2 公益的機能別森林施業に関する事項

(1) 水土保全林

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るために、高齢級の森林への誘導や伐採に伴つて発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1 箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齡の長期化を図ることとする。

特に、森林の齡級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壤の保全等特に図る観点から、伐採林齡を標準伐期齡の 2 倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業の推進を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

(2) 森林と人の共生林

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るために、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全し、又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要のある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努める。また、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となつた広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、企業等の参画や、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進することとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林については、立地条件や国民のニーズ等に応じ、伐採等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林

公益的機能別施業森林のうち、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第7条の2に規定されている森林以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため特に伐採の方法又は造林の方法を定める必要なある森林がある場合には、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において次の基準に従い箇所ごとに定めることとする。

なお、特定する伐採の方法又は造林の方法は、当該森林に関する自然的・社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

- (1) 伐採の方法を特定する森林は、第4表の基準に該当する森林とする。
- また、特定する伐採の方法は伐伐によることを原則とし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全し、又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要のある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努める。また、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となつた広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、企業等の参画や、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進することとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林については、立地条件や国民のニーズ等に応じ、伐採等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林

公益的機能別施業森林のうち、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第7条の2に規定されている森林以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため特に伐採の方法又は造林の方法を定める必要なある森林がある場合には、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において次の基準に従い箇所ごとに定めることとする。

なお、特定する伐採の方法又は造林の方法は、当該森林に関する自然的・社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

- (1) 伐採の方法を特定する森林は、第4表の基準に該当する森林とする。
- また、特定する伐採の方法は伐伐によることを原則とし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面

積の皆伐によるものとする。

積の皆伐によるものとする。

(2) 造林の方法を特定する森林は、その自然的条件等からみて、人工造林又は更新補助作業によって確実な成林が見込まれる伐採跡地、未立木地等であって、速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に雪崩、寒害、風水害等の被害を及ぼすおそれのあるものとする。

造林の方法は、人工造林又は刈出し、植込み等の更新補助作業によることとする。

また、土壤を改良する必要のある森林は、第5表の(1)の基準に該当する森林であって、土壤の改良を図ることによって地力を早期に回復し、立木の成長の促進が期待されるものとする。
改良の方法は、森林の土壤の現状に応じて土壤の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととする。

(2) 造林の方法を特定する森林は、その自然的条件等からみて、人工造林又は更新補助作業によって確実な成林が見込まれる伐採跡地、未立木地等であって、速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に雪崩、寒害、風水害等の被害を及ぼすおそれのあるものとする。

造林の方法は、人工造林又は刈出し、植込み等の更新補助作業によることとする。

また、土壤を改良する必要のある森林は、第5表の(1)の基準に該当する森林であって、土壤の改良を図ることによって地力を早期に回復し、立木の成長の促進が期待されるものとする。
改良の方法は、森林の土壤の現状に応じて土壤の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととする。

IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

1 林道の開設に関する計画

林道の開設については、I の 2 に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るために、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとし、林道開設量を第3表のとおり計画する。
この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

(1) 水土保全林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備することとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレールなどの活用を図るとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組を行

IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

1 林道の開設に関する計画

林道の開設については、I の 2 に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るために、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとし、林道開設量を第3表のとおり計画する。
この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

(1) 水土保全林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備することとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレールなどの活用を図るとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組を行

うものとする。

- (2) 森林と人との共生林
森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択するものとする。
また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とする。

- (3) 資源の循環利用林
木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率率を向上させるため、地域の条件に応じて、路網整備を計画的に推進することとする。

なお、開設に当たっては、森林の利用形態等に応じた規格・構造の柔軟な選択、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、森林へのアクセスを確保する骨格となる林道については、移動時間の短縮による森林整備の効率化に見合った規格・構造とする。さらに、コストの縮減を図りつつ、計画、設計及び施工すべての段階における周囲の環境との調和を図ることとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあっては、林道と作業道の適切な組合せによる林内路網の整備を推進し、おおむね 50 m/h a を目安として整備することとする。

2 撥出の方法を特定する森林

撥出の方法を特定する森林は、第5表の(2)の基準に該当する森林であって、特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとする。
搬出の方法は、地表の損傷を極力行わないよう架線集材等によることとする。